

字治市字治琵琶33 発行 字 治 市 総務・市民協働部 総 務 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

自

規 則

告 示

○告示第69号 自動車臨時運行許可番号標の失効・・・・(市民課) ・・・2

*********規***********則********

宇治市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則を、ここに 公布する。

令和5年6月14日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第20号

宇治市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則 宇治市特別職報酬等審議会規則(昭和40年宇治市規則第1号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「、市の住民であつて」を「、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者で、」に、「者」を「もの」に、「任命する」を「委嘱する」に改め、同項第1号中「市」を「本市」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者第2条第3項本文中「、3年」を「、3年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(掲示済)

※※※ 告答 告 等

宇治市告示第69号

自動車臨時運行許可番号標の失効について 次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。 令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号	票 失効年月日	貸与年月日
番号		
京都 666 宇	台 令和5年6月30日	令和4年12月8日